

## 大村市認知症ほっとライン事業概要

### 1 目的

超高齢社会が進展し、認知症高齢者の増加が見込まれる中、住み慣れた地域で認知症の方とその家族を支えるため、初期の段階から気軽に相談できる地域の身近な相談窓口として「認知症ほっとライン事業所」を設置し、早期の支援体制を構築する。

### 2 実施主体

大村市

### 3 設置対象 ※①及び②を満たすこと

- ① 認知症支援リーダー養成研修を受け「認定証書」を取得した者が在籍する市内の事業所及び医療機関等（以下「事業所等」という。）
- ② 「認知症ほっとライン事業」に関する説明動画を視聴、「認知症ほっとライン事業」に参画意向を示した事業所等

### 4 設置区域

大村市内全域

### 5 実施期間

- ① 令和5年2月1日から令和5年3月31日までとする。※一年ごとの更新制
- ② 実施期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとするが、期間満了の1か月前までに認知症ほっとライン事業所から市に「辞退届」のご提出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

### 6 事業内容

- ① 地域貢献の一環として、認知症ほっとライン事業に参画した事業所等（以下「認知症ほっとライン事業所」という。）が、市民からの認知症に関する相談を受ける。
- ② 状況に応じ、市(大村市地域包括支援センター)へ情報提供する。

### 7 事業における役割分担

#### (1) 認知症ほっとライン事業所

- ① 相談窓口の設置及び相談対応
- ② 状況に応じて市(大村市地域包括支援センター)へ情報提供
- ③ 市(大村市地域包括支援センター)への報告（期間中4月と10月の2回、認知症ほっとライン受付簿の提出）

#### (2) 大村市地域包括支援センター

- ① 事業及び事業所の周知（市ホームページ・市広報誌・ポスター・卓上のぼり旗他）
- ② 事業実施に係る全般的支援

### 8 その他

本事業に係る市の経費負担はありませんので、ご了承ください。